＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ７ 年　　第５回 臨 時 会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ７ 年 ９ 月 ７ 日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第１号（９月７日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　会　宣　告　……　2
○開　議　宣　告　……　2
○議会運営等諸般の報告　……　2
○日程第１　会議録署名議員の指名について　……　2
○日程第２　会期の決定について　……　2
○日程第３　議案第１号　平成２７年度上富良野町一般会計補正予算(第４号)……　2
○日程第４　議案第２号　第２０号橋架替工事請負契約の変更について　4
○日程第５　議案第３号　第２１号橋架替工事請負契約の変更について　5
○閉　会　宣　告　……　6

平成２７年第５回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	平成２７年度上富良野町一般会計補正予算(第４号)	９月７日	原案可決
2	第２０号橋架替工事請負契約の変更について	９月７日	原案可決
3	第２１号橋架替工事請負契約の変更について	９月７日	原案可決

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について

第　２　会期の決定について　　９月７日　　１日間

第　３　議案第１号　平成２７年度上富良野町一般会計補正予算(第４号)

第　４　議案第２号　第２０号橋架替工事請負契約の変更について

第　５　議案第３号　第２１号橋架替工事請負契約の変更について

○出席議員（１４名）

１番	中澤良隆君	２番	岡本康裕君
３番	佐川典子君	４番	長谷川徳行君
５番	今村辰義君	６番	金子益三君
７番	北條隆男君	８番	竹山正一君
９番	荒生博一君	１０番	髙松克年君
１１番	米沢義英君	１２番	中瀬　実君
１３番	村上和子君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（０名）

○遅参議員（０名）

○早退議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
会計管理者	藤田敏明君	総務課長	石田昭彦君
建設水道課長	佐藤　清君		

○議会事務局出席職員

局長	林　敬永君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前１０時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開会宣告

○議長（西村昭教君）　御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は１４名でございます。これより平成２７年第５回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君）　直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林　敬永君）　御報告申し上げます。

今臨時会は９月４日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。今臨時会の会期日程等その他の内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第１号から３号の３件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１番　　中　澤　良　隆　君
２番　　岡　本　康　裕　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

◎日程第３　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第３　議案第１号　平成２７年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田　昭彦君）　ただいま上程いただきました議案第１号　平成２７年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）について、提案の要旨を御説明申し上げます。１点目は公共工事の設計変更に伴う補正でありまして、通学通り歩道補修工事におきまして、既設路盤を活用して補修を行う予定でありましたが、路盤厚を追加する必要性が判明したところであります。また島津バイパス下排水路整備工事におきまして、既設Ｖトラフの再利用を計画しておりましたが、新設トラフでの施工が必要となったところであります。このことから所要の費用について補正をお願いするものであります。２点目は特定防衛施設調整交付金を活用して実施を予定しておりました、町道の改良舗装事業についてでありますが、複数年にわたる事業として調整交付金事業基金への積み立てを予定しておりましたが、北海道防衛局より積立事業にはそぐわない旨の指導を受けましたことから、当該積み立て分を減額するものであります。あわせて、傷みの激しい町道宮町４丁目１番通りについて早急な事業実施に向け、測量調査・実施設計を行うため所要額を計上するとともに、前段申し上げました減額を予定する積立分と当該事業に充当を予定する調整交付金の差額分を歳入において減額補正するものであります。３点目は道道吹上上富良野線ラベンダー管理業務についてでありますが、本年度は例年に比べ雪解けがかなり早かったことと併せてその後の高温・降雨などの影響もあり、草取り作業が大幅に増加し、今後も一定の作業量が見込まれることから所要額について補正をお願いするものであります。４点目は吹上露天の湯歩道の法面崩落防止工事に伴います補正でありまして、この度北海道を経由する環境省の自然環境整備交付金について採択が見込まれることから、早急な事業実施に向け歳入歳出それぞれに所要の補正をお願いするものであります。以上申し上げました内容を要素として、必要となる事業費につきましては予備費を充てることで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。なお、議決項目の部分につきまして説明し、予算

の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第１号。

平成２７年度上富良野町一般会計補正予算(第４号)。

平成２７年度上富良野町の一般会計の補正予算（第４号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９億２，７２５万９，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

１ページをごらんください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表　歳入歳出予算補正。

１　歳入。

１４款　国庫支出金、３７０万円の減。

１５款　道支出金、２８６万円。

歳入合計、８４万円の減。

２　歳出。

７款　商工費、６６８万４，０００円。

８款　土木費、１２５万７，０００円の減。

１２款　予備費、６２６万７，０００円の減。

歳出合計、８４万円の減であります。

以上で議案第１号　平成２７年度上富良野町一般会計補正予算(第４号)の説明といたします。御審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　何点か質問します。まず１点目の通学通りについてお伺いいたします。あそこはかなりの交通量が通るかと思います。現行の補正の工事予算の中身等を見ましたら簡易舗装という形になっておりますが、交通量に耐えられるような簡易舗装で十分なのかという疑問がありますので、今後の路盤改良等も含めて正規の舗装という対策も今後必要な部分もあるのではないのかというふうに思いますがその点どのように考えているのかお伺いします。２つ目には島津バイパスの排水路整備の施工変更でありますが、既存トラフを使うという事でありましたが、これが変更という事であります。変更という事であれば、いわゆるトラフそのものが老朽化していたか、もしくは雨量等の対策において現行の幅では十分水等が呑み込めない状況にあるという形での変更だったのか、その点どうなのかという事をお伺いします。次に宮町４丁目の１番通りの件ですが、これは実際何メーターなのかという点をお伺いしたい。それと調整交付金についての積立金の事業についてでありますが、この点についてはなじまないという事で防衛局の指導があったという事でありますが、当初こういう積立においては、指導を仰がなかったのか、聞いたけれども防衛省側でわからなかったのか、その点お伺いしておきたいと思います。次に５番目のラベンダーの管理でありますが、当初予算では管理等に伴う人員は総体に何人で、増額予算でどの程度増えたのかこの点です。６点目吹上露天風呂の防護ネットでありますが、大変多くの方たちが利用するという事で、安全管理は徹底しなければならないと思います。そういう意味では既存の防護ネットについては一部補修という提案でありましたが、相対的な劣化の状況はどうなっているのか、部分的な改修で十分なのか、この点もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（佐藤清君）　１１番米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。まず１点目の通学道路の交通量が多いという事で、簡易舗装で十分なのかという御質問でございますが、今回の舗装につきましては３センチ、５センチの舗装を行いまして８センチ。そして路盤につきましては下層路が２０センチ、凍上抑制層３０センチでございます。路盤については、トータル５０センチの路盤を入替する形になります。過去の簡易舗装につきましては、舗装が５センチ、路盤が１０センチとか２０センチというような路盤体系になっておりましたが、今回の舗装につきましては最低限ではありますが、路盤５０センチ、舗装８センチという舗装体系にしております。２点目といたしまして、島津バイパス下の排水路の整備でございますが、既存トラフにつきましては当初再使用が７割程度見込んで、そして使用できないものが３割程度予想して予算組しておりましたが、工事発注後トラフを持ち上げたところ底に亀裂が入っておりまして、全部使用不可能という事になっておりましたことから、再使用ができないという事で新しく布設する、新材で布設するという事で増額補正という事であります。ここにつきましては幅断面を取っておりますので、災害には対応できるように、また取付道路なども環形の小さいものもありましたけれども今回大きくしておりますので、災害にはしっかり対応できているものと考えております。次に３点目の宮町４丁目の測量調査につきましては、延長が１７０メートルでございます。この路線につきましては、周辺が住宅地で奥に宮町官舎がございま

してグループホーム等もございますので、早急に地域からも要望がありますので、計画をしたところでございます。次にラベンダーの総体についてでございますけれども、ラベンダーにつきましては総体で当初５月で３０人、６月で３０人、７月で３０人、８月で２５名、９月で２０名、１０月で２０名という事で予定しておりましたが、今回増えた分としまして、９月に３５名、１０月に３０名という事で予定をしていること路でございます。以上でございます。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（石田昭彦君）　１１番米沢議員の質問にお答えします。調整交付金の基金事業に伴います防衛局との関係でございますけれども、この調整交付金の基金事業につきましては複数年にまたがって計画的に事業実施できるようなものにつきましては、基金に積み立てをして次年度以降に事業が実施されるというルールに基づいて、町といたしましては今年度の当初の予算といたしましては、除雪用のダンプとあとこの複数年にわたって道路の整備をしていきたいという２件の事案についてですね、当初予算を組まさせていただいたところであります。当然いろいろな事業をですね、調整交付金事業に対応させていただくように調整するわけですが、年度に入りましてそれぞれの事業に基づいて調整交付金の申請等に伴って防衛局と調整を図るわけでありますけれども、道路事案につきましては一定程度計画的に整備をしていくことは理解ができますけれども、調整交付金のボリュームに応じて区切ることも十分可能な事案になるので、そういう意味では調整交付金の基金事業として積み立てて事業をするものについてはですね、そぐわないという御指導を今春受けたところであります。そのような事から、基金事業ではなく個別の事業として対応する必要があるという事で、このような対応を取らせていただきました。それから、吹上露天の湯の防護ネットの関係でありますけれども、前段御説明させていただきましたように、両方のそれぞれの崖になっている部分につきましては、目視と触っての検査になりますけれども、十分機能が果たされておりますという事でありました。それから、特に温泉成分の影響が強い下の部分、お風呂に近い部分について、地面に近い所がさびて腐食をしていたりという事がありましたので、そういう部分を補修することで、一定程度安全性が保たれるという事でこの度部分的な補修を予定させていただいたところであります。以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第２号　　第２０号橋架替工事請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君）　ただいま上程いただきました議案第２号　第２０号橋架替工事請負契約の変更について提案理由の説明をいたします。本事業は道河川のヌッカクシフラノ川に架かる橋梁であり、町道北２２号東道路改良舗装工事完了に伴い、橋梁部の幅員狭小のため交通に支障をきたしていることから、幅員拡幅及び計画河川断面にあわせ、旧橋を解体して新設工事を行っているものであります。本工事は入札を平成２６年１０月６日に行い、同年の１０月９日に議会の議決を経て工期を平成２７年１０月３１日とし、高橋建設株式会社と契約金額１億５，０８７万６，０００円で締結いたしました。この度最終精査の結果増額となったことから契約額の変更を行うものであります。増額の要因として１点目に現場発生の鋤取り物、伐採木及び既存橋梁部の橋台、護岸ブロック等の撤去に伴う構造物取り壊し量の増により、産業廃棄物の処理費用の増となったこと、２点目に仮設工におきまして河川締め切りを行った際湧水処理のため、水替を必要となったことから、ポンプ運転費の増となったこと、３点目に雨水処理対策に伴言いトラフの増となったこと、以上最終精査の結果、増額要因が３点あったことから、今般上程の通り契約額について４０２万８，４００円を増額変更するものとなっております。なお工期の変更はございません。以下議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第２号　第２０号橋架替工事請負契約の変更について。

第２０号橋架替工事請負契約の締結（平成２６年１０月９日議決を経た議案第４号に係るもの）を次により契約変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額。

（変更前）１億５，０８７万６，０００円。

（変更後）１億５，４９０万４，４００円。

以上で説明を終わります。

御審議賜り議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君）　何点か質問します。増額要件としては３点という事で、伐採物、作工物等の処理費用、あるいは河川の流れを変えるポンプ等の利用という事でありますが、ここでお伺いしますが当初予算においては、こういった作工物等、何回かあったとは思いますが事前に恐らく調査もされて、予算を見積もられて契約という形になっていると思いますが、こういった作工物が出るという事、あるいはトラフ等が出る廃棄物が出るという事はあらかじめ予想される部分ではないかと思うのですが、当初と実際工事をやる段階になって、どのような所が変わってきたのかをお伺いしておきたいと思います。目に見えないものも確かにあると思いますが、何回も契約変更という事で、安易にやられることはあってはならないと思いますので、事前の審査等も含めて今後に生かすべく教訓等もあるかと思うのですが、今後の対応も含めてどうだったのかという事をお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（佐藤清君）　１１番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。当初予算につきまして調査されているのかという事でございますが、コンサルを通じて調査を行い、また、地域とも打ち合わせをしながら設計に取り組んでいたところでございます。あらかじめ予想される部分もありますが、どうしても地面の中に埋まっているものでもございますので、実際現場に入りますと設計以上にコンクリートの躯体が多かったりですとか、それは当時現場対応でコンクリートを少し多くうったとか、そういうふうにやっていると思います。そういう部分でコンクリートの廃材等も多くなってきていると思います。また契約変更については、現場でそのような事態が起きたことから請負業者からの申し出がありまして、確認して設計変更という形をとっております。また、今後の教訓といたしましては、きめ細かに調査を行いまして、地域の方と調整しながらいろいろと情報等も入れまして、今後については設計変更がないような形で取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第３号　　第２１号橋架替工事請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君）　ただいま上程いただきました議案第３号　第２１号橋架替工事請負契約の変更について提案理由の説明をいたします。本事業は道河川のホロベツナイ川に架かる橋梁であり、町道北２２号東道路改良舗装工事完了に伴い、橋梁部の幅員狭小のため交通に支障をきたしていることから、幅員拡幅及び計画河川断面にあわせ、旧橋を解体して新設工事を行っているものであります。本工事は入札を平成２６年１０月６日に行い、同年の１０月９日に議会の議決を経て工期を平成２７年１０月３１日とし、株式会社アラタ工業と契約金額１億３３万２，０００円で締結いたしました。この度最終精査の結果増額となったことから契約額の変更を行うものであります。増額要因といたしまして１点目に既存橋梁部の橋台、護岸ブロック等の撤去に伴う構造物取り壊し量の増により、産業廃棄物の処理費用の増となったこと、以上最終精査の結果、増額要因が２点あったことから、今般上程の通り契約額について１４４万７，２００円を増額変更するものとなっております。なお工期の変更はございません。以下議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第３号　第２１号橋架替工事請負契約の変更について。

第２１号橋架替工事請負契約の締結（平成２６年１０月９日議決を経た議案第５号に係るもの）を次により契約変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額。

（変更前）１億３３万2，０００円。

（変更後）１億１７７万9，２００円。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬　実君）　今２１号橋の請負契約締結変更の説明があったわけですけれども、先ほどの案件と全く同じことが今の説明にあったという事で、当然のことながら先ほどの橋梁撤去費用だとか、流末処理の費用、これは当然想定されるわけですよ。それを想定しないで契約したこと自体が、私はおかしいと思うのですよね。工事のプロがやるときに、設計をする段階でこういった事は当然想定されることですから、想定されなかったという事の考えがおかしいと思います。この辺のことは全く先ほどの米沢議員が言っていることと同じ事で、こういう事を繰り返していれば工事発注の仕方を疑問視されるので、契約金額が妥当だったのかどうか、その点お伺いします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（佐藤清君）　１２番中瀬議員のご質問にお答えさせていただきます。入札当時設計の中にも既存の橋梁の取り壊し料、産業廃棄物の処理も全部含まれてはおりますが、実際現場に入って掘りますと、やはりコンクリートの量が多かったり、それから先ほどのように伐採木が多かったりとか、そういう部分が増えておりますので、その増えた分のみの設計変更と増額という事でお願いしている所でございます。以上でございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成２７年第５回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前１０時３１分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平 成 ２ ７年 ９ 月 ７ 日

上富良野町議会議長　　西 村 昭 教

署　名　議　員　　中 澤 良 隆

署　名　議　員　　岡 本 康 裕